

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画削減金額算出根拠等【令和3年度】

赤字解消・削減施策		削減金額算出可能なもの		削減金額算出不可能なもの	
対策	事業	算出の根拠	計算式・金額	事業の効果	
(1) 「健康経営」及び医療費適正化対策 ① 「健康経営」事業の推進	-1 糖尿病性腎症重症化予防対策事業の実施	糖尿病性腎症など慢性腎臓病の悪化により人工透析が必要となった場合の一人当たりの医療費 年間約500万円 腹膜透析(CAPD):月35~70万円 血液透析:月約40万円 出典元:全国腎臓病協議会、埼玉県HP 等	目標値の減少率は、H28実績比。 移行者数の増減比較をH28比で行い、1名増加につき年額500万円の負担増加と捉える。 R2移行者数増減: $62(R1) - 85(H28) = \Delta 23$ $500万円 \times \Delta 23人 = \Delta 115,000万円$ (削減効果)		
	-2 特定健康診査と個別のがん検診と同時受診の体制強化	特定健診と個別胃がん検診の両方を受診した人(R3 3,312人)のうち、胃がんが発見された人(発見率を0.1%で推計 3.3人)が、早期がん(ステージI期)の状態と進行してから(IV期)の状態での治療費の差を算出し、比較 ※出典元:「がん治療費.com」 胃がんが発見された時にかかる医療費(ステージ別) ・胃がんI期:399,000円(内視鏡的粘膜切除手術)、IV期:957,000円(緩和的胃切除術) ・I期とIV期の治療費の差:957,000円-399,000円=558,000円	毎年度の受診者数から患者発見数を推計し、早期発見による治療費差額により効果測定する。 $3.3人 \times 558,000円 = 1,841,400円$ ※同日受診のみの場合 $2.6人 \times 558,000円 = 1,450,800円$ (同日受診者:2,561人)		
	-3 ときも健康プロジェクトの推進				コロナ禍において会議は開催できなかったが、コロナまん延による事業中止が相次ぐ中で、感染対策の工夫や動画配信などコロナ禍における対応について、各課でそれぞれ情報交換し、情報共有することができた。
	-4 スポーツや運動関連の情報提供				コロナ禍で、多くの運動教室や運動イベントが中止となったが、コロナ禍でも個別に参加が可能な健康マイレージについては、特定保健指導実施時に参加者全員に資料を渡して参加勧奨し、自宅でも運動を継続することの重要性、具体的方法の例を伝えることができた。
	-5 関係機関との連携				健診実施医療機関に特定健診や特定保健指導の実施結果や地区別の受診状況等について情報提供し、医療機関による受診や利用勧奨をお願いすることができた。
	-6 地域包括ケアの推進				地域包括支援センターに対し、特定健診受診率向上に向けた協力を依頼することができた。残薬対策事業では、地域の調剤薬局が残薬について取り組むことで適正服薬につなげる環境整備として地域包括ケアの推進を目指した。
	-7 経営改善の方策	国保制度改革前と後では、保険給付費等交付金特別交付金(保険者努力支援制度)の算出方法が異なるため、令和元年度決算から比較が可能となった。	$300,897,595円(R3) - 314,088,566円(H30) = \Delta 13,190,971円$		
	-8 健康長寿埼玉プロジェクトの推進	埼玉県コバトン健康マイレージ事業のH29~R1年度の新規参加群と非参加群とで比較した、一人当たりの月平均医療費の伸びの差の3年間の平均($(714 + 3,089 + 6,532) \div 3 = 3,445円$ 参加者群のほうが3,445円低い)	$260人(埼玉県コバトン健康マイレージ事業のR3年度新規参加者のうち国保加入者) \times 3,445円 \times 12月 = 10,748,400円$ (医療費伸び月平均の差:H29年度714円、H30年度3,089円、R1年度6,532円)		
	-9 健康メッセージ事業				子どもから両親や祖父母へ健診受診を勧め、健康に関する意識の醸成を狙う事業。事業効果の評価が難しく、見直しが必要。 ⇒令和3年度は、コロナの蔓延等により、事業を一旦中止。
	-10 他の医療保険者との共同事業の実施				各健保組合の特定健診の情報やがん検診等のチラシを共同で作成したことにより、それぞれの保険者が受診勧奨に活用し、幅広い市民に啓発することができた。

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画削減金額算出根拠等【令和3年度】

赤字解消・削減施策		削減金額算出可能なもの		削減金額算出不可能なもの	
対策	事業	算出の根拠	計算式・金額	事業の効果	
(1) 健康経営」及び医療費適正化対策	② 保健事業	-1 「保健事業等実施計画(データヘルス計画)」の推進			データヘルス計画の推進により、国保加入者の健康の保持増進、生活習慣病の予防及び悪化の予防、特定健診・特定保健指導の受診率向上につなげることができた。
		-2 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の向上			特定健診の受診により、病気の早期発見につなげることができ、また特定保健指導の実施により、値の改善を図り、病気の発症や悪化を防ぐことができる。各種啓発活動により、令和2年度の健診受診率を向上できている。
	③ 医療費適正化	-1 レセプト点検強化	再審査請求を行った結果、減点された額。 ※金額は、国保総合システムで確認。	7,020,533円(R3)－4,222,232円(H28) =2,798,301円	
		-2 療養費支給の適正化	職員による資格や給付割合の点検の結果、申請書を返戻したもののほか、柔道整復療養費の支給申請書について、施術内容の点検を業者に委託し、申請書を返戻したものを集計。	R3年度 実績 429件 削減金額 2,581,676円	
		-3 ジェネリック医薬品の使用促進	令和2年度のジェネリック差額通知発送対象者(生活習慣病に関する薬剤をジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が300円以上削減される見込みがある者)が実際にジェネリック医薬品に切り替えた額 ※削減金額は、KDBデータで確認	R2年度 削減金額 国保一般分 保険者負担相当額 1,387,493円 退職分 保険者負担相当額 0円 1,387,493円+0円=1,387,493円	
		-4 第三者求償の取組み			第三者により傷病を受けた被保険者から被害届の提出を受けてはじめて、損害保険会社等への求償が可能となる。そのため、届出の無い求償案件の発見のため、レセプトより医療機関、被保険者への照会を実施。また、保険会社が判明している案件は、保険会社に書類提出を求めることで、求償件数の増加につなげることができる。
		-5 不当利得返還金の取組み	被保険者からの返還及び保険者間調整による収入済の合計金額について、平成28年度収入済合計金額との比較により算出。	23,150,426円(R3)－15,318,303円(H28) =7,832,123円	
		-6 医療費通知の取組み			国保被保険者の医療機関への受診歴の一覧を通知しているもので、被保険者に事実を認識させるとともに、間違った保険給付がないかを確認する意味もある。 また、確定申告における医療費控除に添付する領収書の代わりに使用できることとなったため、平成30年度より通常は3月末日に発送していたものを、3月上旬に変更し送付した。
		-7 残薬問題に関する対策			調剤薬局の薬剤師が残薬に関する相談を行うことで、医薬品の適正使用及び医療費の適正化のための環境整備を促進する。 令和2、3年度の2年間の事業の参考効果額として693,529.5円(城西大学による分析)
		-8 重複受診、頻回受診及び重複服薬			重複服薬・多剤投与者に対して、通知によりかかりつけ医師や薬局にでの服薬の相談を勧奨し、適正服薬・適正受診を促進する。 参考効果額として、通知発送前後各3か月間の処方薬剤金額 重複服薬: 処方薬剤金額の差10,300円 1人当たり792円の減 多剤投与: 処方薬剤金額の差467,286円 1人当たり2,701円の減

川越市国民健康保険赤字解消・削減計画削減金額算出根拠等【令和3年度】

赤字解消・削減施策		削減金額算出可能なもの		削減金額算出不可能なもの
対策	事業	算出の根拠	計算式・金額	事業の効果
(2) の 見 直 し 保 険 税 設 定	①保険税設定の見直しに向けた検討			国保運営協議会を4回開催し、課税限度額の改定を行った。
	②保険税の改定を実施		①税率改定による増額分 214,001千円 ②課税限度額改定分 16,519千円 ③法定繰入金増加分 51,820千円 ①+②+③= 282,340千円	
(3) 収 納 率 向 上 対 策	①口座振替の推進	・評価年度と基準年度である平成28年度の収入率との差に評価年度の調定額を乗じて求めた額。	○赤字削減額＝評価年度調定額×(評価年度収入率－基準年度収入率) ① 現年課税赤字削減額＝R3現年調定額(※税率改正による調定増252,805千円を除く6,761,776,600円)×R3収入率とH28収入率との差(3.06ポイント) ＝206,910,364円 ② 滞繰赤字削減額＝R3滞繰調定額(2,162,537,027円)×R3収入率とH28収入率との差(△1.44ポイント) ＝△31,140,533円 ①+②＝合計赤字削減額(175,769千円) ・令和3年度単年の削減額 82,157千円 ・令和2年度までの削減額 93,612千円	口座振替加入率 28.62% (令和2年度比 +0.66%)
	②(R3～)一斉催告による納付勧奨			催告回数 7回/年(現年催告5回、全件催告2回)
	③現年課税分未納者に対する早期の差押えの実施			
	④徴収困難事案の処分停止による収入未済額の圧縮			
	⑤新たな納付手法の導入			スマホ決済サービス 既存の2ブランドに加え、 令和3年 5月開始 PayPay , 楽天銀行 , FamiPay 令和3年12月開始 au Pay
	⑥短期被保険者証・資格証明書の活用			短期被保険者証及び資格証明書の候補世帯に予告書の通知を送付し、滞納者との接触する機会を確保することができた。これにより、収納率の向上を図った。
	⑦資格の適正化			居所不明調査により職権で資格喪失を行った件数は、平成28年度は32件、平成29年度は65件、平成30年度は80件、令和元年度は45件、令和2年度は25件、令和3年度は17件となった。また、無保険調査では13件に勧奨通知を送付した。 資格の適正な管理により、国保税の適正な課税をすることができた。